

社会福祉法人あやめ会 グループホーム中伊豆 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人あやめ会が設置するグループホーム中伊豆（以下「事業所」という。）が行う、指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定めるものとし、事業所の管理者、計画作成担当者及び介護職員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（ただし、要支援2の認定を受けた者に限る。以下同じ。）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症（介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴及び排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴及び排泄等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上に努める。

3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）に対しサービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び地域の保健医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 グループホーム中伊豆
- ②所在地 伊豆市八幡123番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1人（常勤）

（事業所の介護職員と兼務）

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

- ②計画作成担当者 2人（※2ユニット各1人）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護

予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連絡及び調整を行う。

③看護師 1人以上

看護師は、利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

④介護職員 12人以上 ※2ユニット各6人以上

（常勤は1名以上。ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。）

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は18人（2ユニット各9人）とする。

（サービスの内容）

第6条 サービスの内容は次のとおりとする。

①入浴、排泄、食事、着替え等の介助

②日常生活上の世話

③日常生活の中での機能訓練

④相談・援助等

（認知症対応型共同生活介護計画）

第7条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を個別に作成する。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者の同意を得る。

4 介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。

5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6 介護計画の作成後においても、常にその実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてこれを変更する。

7 介護計画の目標及び内容については、利用者等に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

（サービスの利用料）

第8条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領分であるときは、その1～3割（「介護保険負担割合証」による）の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

①食費は、提供した食事に対して、1日あたり1,825円を徴収する。

②家賃は60,000円（月額）を徴収する。

但し、月の途中で入退居する場合は、1日当たり2,000円にて日割計算する。

③光熱水費は、1日あたり714円を徴収する。

④おむつ代は、実費を徴収する。

⑤理美容代は、1回につき実費を徴収する。

⑥入居中の保証金として、利用契約時に60,000円を徴収する。この保証金は入居日より

1年間で償却し、償却期間内に退去する場合は日割り計算にて未償却分を返金する。

⑦前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用を個別に区分して記載した領収書を交付する。
- 4 サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者等に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。
- 6 法定代理受領分に該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

第9条 サービスの対象は、要介護状態又は要支援状態（要支援2の認定を受けた者）であって、認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる

- ①認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- ②認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設又は医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居の際には、利用者等の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみその条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(衛生管理等)

第13条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(苦情処理)

第14条 サービスの提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供に係る利用者等からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）により規定された、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、法により規定された国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずる。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - ③その他虐待防止のための必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し事業所が提供するサービスを継続した提供できるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(ハラスメントの防止)

第20条 ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ケアハラスメント等）の排除並びに防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条 感染症の予防及びまん延の防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保等)

第22条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

①採用時研修 採用後3か月以内

②継続研修 年1回

2 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あやめ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。